

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

平成28年6月3日（金）午前9時00分～午前9時55分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 12名

1番	高槻 祥治	出
2番	池田 俊一	出
3番	笠原 幸男	出
4番	高月 周次郎	出
5番	武井 邦男	出
6番	栗目 公人	出
7番	岸野 敏夫	出
8番	川上 敏雅	出
9番	萩野 清治	欠
10番	奥村 純一	出
11番	小原 勉	出
12番	高橋 寛行	出
13番	中村 徹	出

4. 議事日程

- (1) 議案第17号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第18号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第19号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第20号 農地法第5条の規定による使用賃借権設定の許可申請について
- (5) 議案第21号 農用地利用集積計画書（案）の決定に対する意見について
（所有権移転に関するもの）
- (6) 議案第22号 農業委員会委員の辞任に対する同意について

別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から平成28年度第3回農業委員会総会を開催します。</p> <p>休会中の会長事務を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月26日～27日 全国農業委員会会長大会（東京都） <p>以上で、休会中の会長事務報告を終わります。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は11番 小原委員さんと、12番 高橋委員さんをお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第<u>17</u>号から議案第<u>22</u>号の<u>6</u>議案です。</p>
議 長	<p>進行の都合上、先に、議案第22号から審議します。</p> <p>議案第<u>22</u>号 農業委員会委員の辞任に対する同意について、議題といたします。</p> <p>この案件につきましては、萩野委員さんの自己に関することであり、「農業委員会等に関する法律」第31条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで退席をお願いします。</p> <p>（午前9時2分 萩野委員 退席）</p> <p>それでは議案第<u>22</u>号につきまして、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<div style="border: 3px double black; padding: 10px;"> <p>議案最終頁をご覧ください。</p> <p>このたび、萩野清治委員さんから「5月23日付けをもって、辞任したい」という旨の辞任願が矢掛町長へ提出されております。一身上の都合ということですが、「農業委員会等に関する法律」第13条で『委員は、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができる』となっております。辞任の同意を求めるということで、今回提出しております。以上です。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>萩野委員さんの辞任について、異議はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議がございませんので、議案第22号 農業委員会委員の辞任に対する同意については、同意することを決定いたします。</p> <p>（午前9時8分 萩野委員 入席）</p>

	<p>議案第<u>22</u>号については同意されました。</p> <p>ここで、萩野委員さんにご挨拶をいただきたいと思います。</p> <p>(萩野委員あいさつ)</p>
議長	<p>一言あいさつ</p> <p>萩野委員さんにあつては、平成24年6月から4年間、農業委員活動にご尽力いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>町議会議員、認定農業者という視野からも、さまざまなお意見いただき、議事進行や委員会活動にご助言ご協力いただきありがとうございました。</p> <p>このたび、農業委員としては退かれることとなりますが、町議会議員また農業者の立場として、今後とも農業委員会活動にご指導ご鞭撻いただければと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>それでは、萩野委員さんは、これで退席されます。</p> <p>なお、総会は、ここで一旦休憩とします。</p> <p>(9時13分から休憩)</p> <p>(会長、萩野委員、事務局は、退室し、町長室で辞令交付)</p> <p>(萩野委員は、そのまま退席、会長・事務局は自席へ戻る)</p>
議長	<p>それでは、総会を再開します。 (9時20分 再開)</p>
議長 事務局	<p>議案第<u>17</u>号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>6</u>件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以上6件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議長 13番委員	<p>事案番号<u>17</u>番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。</p> <p>譲受人と譲渡人の関係は利用権設定をされていて、田んぼを譲ってほしいと要望が</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>ありました。家の近くでもありますので、譲り渡すことになりました。譲受理由としましても農地法3条の調査のとおりで別に問題はありません。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>17</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>17</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>8 番委員</p> <p>議 長</p> <p>7 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>18</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>譲受人と譲渡人は親子です。営農計画書も提出されておりますので、贈与で問題ないと思います。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>18</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>状態は、保全で若干緑です。</p> <p>パトロールの時、荒れていて心配でしたが、耕作されるという事になれば、大変良いことです。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>18</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>8 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>19</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>現状保全状態で、荒地です。譲渡人は、譲受人のおばさんにあたる方で、贈与になりました。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>19</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>19</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>20</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
11番委員	譲受人と譲渡人の利用権設定が終了するにあたって、農地の売買契約が成立しました。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>20</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>20</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>21</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
3番委員	本家と分家の関係で、贈与になりました。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>21</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>21</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>22</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
10番委員	荒地で心配しておりますが、贈与により譲り受けた譲受人が、何とかしようと言われております。譲受人には、荒れないようにして下さいと伝えております。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>22</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。

1 番委員	今は、耕作面積がない状態ですか。
事 務 局	はい。今回の譲受が1949平米になります。農地を持たれてなかったのが、新規という事で営農計画書を提出してもらっています。
13番委員	今、田んぼとして活用しているのは、763番地のみで、他の田んぼは荒れているのですか。
10番委員	はい。耕作されていません。ほ場整備の対象外です。
4 番委員	763番地も利用権の解約ができています。今、別の方が耕作されていますが、遠方におられる地主さんが親族の譲受人に譲渡されます。名義変更の為、利用権設定を解除されます。
事 務 局	12月に新たに利用権設定をされると聞いています。
13番委員	譲受人は、少しは農業をされた経験はありますか。 営農計画書が出されていますので、しっかり取り組んでいただきたいですね。
	(異議なし)
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>22</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	議案第18号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 1件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> 農地区分については、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。 </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>10</u> 番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。

10番委員	写真を見ていただいて、道路から左側に埋め立てをしております。その右側、木が生えたところを畑にするという事で盛土をされます。現場を見ましたが、問題はないと思います。
議長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>10</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。
7番委員	一時転用の期間だけ盛土をして、畑をするという事ですか。
事務局	その後も、果樹を植えて畑として活用します。1m未満のかさ上げは、転用にはなりません。1m以上、今回1m50cmのかさ上げは、一時転用扱いになります。一時転用期間が終わったら、畑として使います。
7番委員	土を入れる量によって届出方法が変わってくるのですね。
事務局	1m未満は改良届で、1m以上は転用許可が必要です。
13番委員	写真の赤い線で囲まれている部分が転用で、その隣は、何に使っていますか。
事務局	隣は宅地です。 (異議なし)
議長	異議がございませんので、事案番号 <u>10</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議長	以上 <u>1</u> 件について、許可処分を行うことを議決します。
議長	議案第<u>19</u>号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>1</u>件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">農地区分については、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</div>

議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>15</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
1 番 委 員	写真の左側に譲受人の資材置き場と事務所があります。ここは以前、葡萄を栽培していましたが、葡萄をやめて荒れ地になっていた所を1年前に譲ってほしいと話があり、成立しました。事務手続き中に工事はしないようにと譲受人には言っておりましたが、資材置き場が出来てしまっているのが現状です。そのような事で、始末書が提出されています。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>15</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>15</u> 番につきましては、許可と決定いたします
議 長	以上 <u>1</u> 件について、許可処分を行うことを議決します。
議 長	議案第 <u>20</u> 号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、<u>1</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</div>
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>4</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
1 番 委 員	家に囲まれた畑です。貸渡人の息子さん(借受人)が家を建てます。近隣の方にも、ここに家が建って日照などに支障はありませんし、写真の右側は整備された農道で人にご迷惑をかけることはないと考えております。

議 長	<p>地元委員さんから意見がありました。が、事案番号<u>4</u>番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がございませんので、事案番号<u>4</u>番につきましては、許可と決定いたします</p>
議 長	<p>以上<u>1</u>件について、許可処分を行うことを議決します。</p>
議 長	<p>議案第<u>21</u>号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 110) (案) の決定に対する意見について、所有権移転に関するもの <u>1</u>件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>本計画は、5月の総会で承認された議案第16号の利用集積計画に基づき岡山県担い手育成財団へ所有権移転を行った件について、購入者に売渡すものです。では、個別の事案を説明します。(事案説明)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>農用地利用集積計画書NO. 110 につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
11番委員	<p>今、説明があったとおりです。計画通りしていただければと思います。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありました。が、NO. 110 につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がございませんので、NO. 110 につきましては、異議なしと決定いたします</p>
議 長	<p>矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 110) (案) については、計画書どおり決定いたします。</p>

議 長	<p>報告事項について確認します。</p> <p>農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元委員さんの確認報告をお願いします。</p>
10番委員	1番は、譲渡が相続に変わりましたの解約です。12月にまた利用権設定をされます。
5番委員	2番は、本人の譲渡変更の意向があり、解約です。
13番委員	3番は、第3条の所有権移転で土地を購入されたという事で、以前に利用権設定をされていたのを解約です。
8番委員	4番は、先ほどありました息子さんに贈与による所有権移転をされるにあたり解約です。
11番委員	5番と6番は今度は、それぞれ別の方が耕作されます。
6番委員	7番から10番まで、借受人が耕作されていた農地で、この度ここにおられた方が独立されて、借受人の後に耕作されるという事ですので、問題ないと思います。
議 長	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。</p> <p><u>5分間休憩</u>の後、<u>10時00分</u>から協議会を開催いたします。</p>